

随意契約理由

令和 7 年(2025 年)5月1日

契 約 担 当 課 名	福祉事務所
発 注 担 当 課 名	福祉事務所
契 約 名 称	生活保護の実施に関する法律上の助言等業務
契 約 内 容	①面談、電子メール等による法律相談、②ケース診断会議への出席、③刑事告訴の場合、告訴関係資料の作成に係る助言、④審査請求に係る助言、⑤その他委託者及び受託者双方で必要と認めた案件に係る業務
契 約 締 結 日	令和 7 年(2025 年)5 月 1 日
及 び 契 約 期 間	令和 7 年(2025 年)5 月 1 日から令和 8 年(2026 年)3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	・ 弁護士 豊芦 弘 四條畷市岡山東 1 丁目 1 0－5 忍ヶ丘センタービル 7 階 四條畷法律事務所 ・ 弁護士 林 慶行 大阪市北区西天満 2 丁目 9 番 1 4 号北ビル 3 号館 2 階 法律事務所豊凜
契 約 金 額	2, 420, 000 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当) 本業務は、弁護士の電子メールによる法律相談やケース診断会議への出席等により生活保護の実施に関する法律上の助言等を行うものです。 弁護士の選定にあたっては、相談内容が生活保護に関する不正受給対策、刑事告訴、審査請求、相続、契約、成年後見及び債権等の多岐にわたり、複数弁護士の多角的検討等が必要になることから、弁護士紹介申込書を提出した大阪弁護士会（行政連携センター）より、業務内容を踏まえ、専門知識を有する 2 人の弁護士の紹介を受けており、性質上競争入札に適さないため。